



アクティビティーノート 〈第232号〉

2016年5月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2016年5月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~11)
2. 入手資料の紹介 (P.12)
3. メディア情報から (P.13)
4. 化学製品の成分表示について～その1化粧品と医薬部外品～ (P.14~15)

1. 相談業務

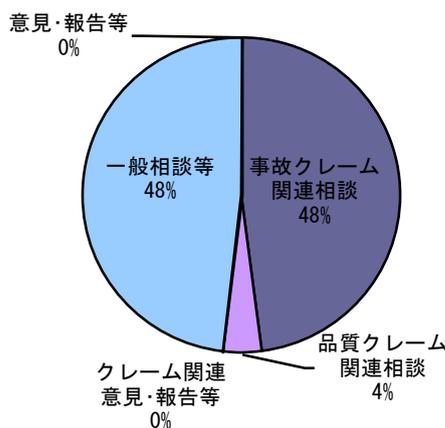
1. 1. 相談受付件数

2016年5月度 相談受付件数 (4/26~5/27 実働: 20日)

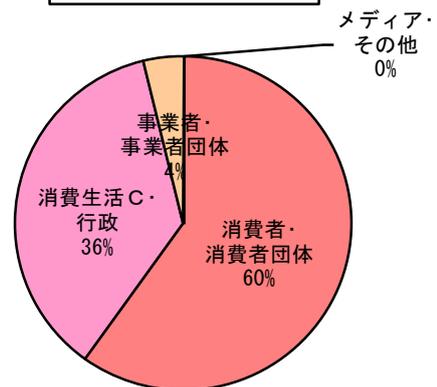
	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	7	0	0	8	0	15	60%
消費生活C・ 行政	5	1	0	3	0	9	36%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	4%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	12	1	0	12	0	25	
構成比	48%	4%	0%	48%	0%		100%

相談内容区分 (改訂 2003年8月)

相談内容別構成比(5月度)



相談者別構成比(5月度)



事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <購入した安楽椅子から異臭> 「2週間ほど前に、ホームセンター△△社で購入した安楽椅子から、異臭がする。製品の説明書の記載に従い、1日屋外に放置したが、異臭は軽減できない。室内でこの椅子を使っている、健康に悪いようなことはないだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けている。どのように回答すべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒異臭の原因物質によっては、健康に悪影響を及ぼす可能性がないとは言えません。例えば、合板や接着剤に用いられることのあるホルムアルデヒドは、厚生労働省がシックハウス13物質に指定し、室内濃度指針値を定めています。安楽椅子の異臭の原因は何なのか、また異臭成分の中にホルムアルデヒドを含むシックハウス13物質が含まれている可能性があるか否かを△△社に問合せしてみるよう、お話しされてはいかがでしょう。またその際、異臭の軽減方法についても、△△社に問合せると良いでしょう。

- ◆ <害虫忌避剤で輪ジミ> 「以前、アパートの玄関にある郵便受けに、瓶型の害虫忌避剤を置いていた。最近になってこの瓶を持ち上げたところ、瓶底が乗っていた郵便受けの底に、途切れ途切れに、輪ジミができていることに気付いた。何かのはずみで瓶の内容物が漏れ、郵便受けに付着したものと思われる。この汚れを落とす方法はないか」との相談を、中年の女性から受けている。相談者は、忌避剤のメーカーや製品名を覚えていないとの事だが、どう回答すべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒メーカーや製品名が不明では、内容物がわからないため、輪ジミの除去方法についてもわかりかねます。一般的には、輪ジミを①住まい用洗剤で洗う、②アルコールでふき取る、③シンナー等の有機溶剤でふき取る等の方法が考えられますが、②③は郵便受けの塗装を傷める可能性がありお勧めできません。プロの業者に相談するようお話されてはいかがでしょう。

- ◆ <シートタイプの除湿剤で衣服にシミ> 「△△社のシートタイプ除湿剤〇〇を、タンスの衣服の間に挟み込んでおいた。先日、この衣服を取り出したところ、除湿剤の上部に触れたスラックスにシミが付いていた。このシミは、除湿剤が吸湿した水分が衣類に付着したものと思う。これは、製品の欠陥ではないか」との相談を、高齢の女性から受けている。製品の使用方法には、

『重ねた衣類の一番上に置いてご使用ください』と書かれているが、製品の欠陥と言えるだろうか。〈消費生活C〉

⇒シートタイプの除湿剤は、製品シートの中に、吸湿剤と、吸湿した水分を保持するゲル化剤等が入っています。空気中の水分をシート内に取り込むために、シートの片面は微細な穴が開いています。ご相談状況では、シートの上の微細な穴の開いた面の上に、更に衣類が接触した状態で保管されていたため、シート内に吸湿された水分が、衣類に染み出したものと思われます。製品の使用方法に『衣類の一番上に置く』よう明記されているとの事ですので、製品の欠陥には当たらないものと思われます。

- ◆ 〈新築の防蟻処理後に体調不良〉 「半年前、自宅の敷地の一角に、離れを新築していた。施工途中で、業者が基礎に防蟻剤を塗布したところ、4人家族の内、自分と娘が頭痛やめまいを覚え、今も通院している。医師には「頭痛、めまいの症状が防蟻剤によるものかどうか、わからない」と言われた。新築工事は現在中断している。離れが安心して住めるようにするために、どうしたらよいただろうか」との相談を、40歳代の女性から受けている。使用した防蟻剤は△△社の〇〇との事。どう対応すべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒〇〇はピレスロイド系の防蟻剤と、トリアゾール系の防腐剤からなる薬剤で、哺乳類や魚類に対する毒性が低いこと、また皮膚や粘膜への刺激や異臭が少ないことが謳われています。しかし、個人の体質や体調によって、薬剤の影響が出る可能性も、ないとは申せません。シロアリ駆除に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会(<http://www.hakutaikyo.or.jp/>)が、地域ごとに相談窓口(<http://www.hakutaikyo.or.jp/madoguchi/>)を設けています。具体的な対処方法などについて、問合せしてみるようお話されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ヘアマニキュアで頭痛〉 「ヘアマニキュアで頭皮がかぶれ、医師からアレルギーの可能性があると診断された。使ってから2週間たつのだが、未だに頭痛が続いている。ヘアマニキュアでこのような症状が続くことはあるのだろうか」という相談を中年の女性から受けている。どう回答したらよいただろうか。〈消費生活C〉

⇒ヘアマニキュアは、ヘアカラーと違いアレルギーの原因となる酸化染料を使っておらず、比較的肌にマイルドな製品です。一般的には、重篤なトラブル事例は少なく、お申し出のように、長期間頭痛が続くといったことは考えにくいように思います。しかし、医師からアレルギーの可能性を示唆されているとのことならば、もう一度医師の診断を受けることをお勧めします。また、製品の安全性に関連する事柄は、メーカーに直接お問合せするようお話されてはいかがでしょうか。

- ◆ <使用後の除湿剤に溜まった液の安全性について> 「使用後の除湿剤に溜まった液を押し入れにこぼしてしまった。この液の安全性は大丈夫なのだろうか、揮発してきたものを吸い込んでしまったりして身体に害がないか心配」という相談を高齢の女性から受けている。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒除湿剤に使われている成分は塩化カルシウムです。この成分は潮解性といって、空気中の水分を吸って液状（水溶液）になる性質があります。皮膚に付いたりすると炎症を起こすことがあります。揮発性は無いので吸入等の心配はありません。こぼしたところに成分が残っていると、濡れたようなシミになったり、ベタベタしたりするので、水拭きしてよくふき取っておくようお話されてはいかがでしょうか。

- ◆ <自宅のシロアリ駆除後に体調不良> 2年前に、自宅床下のシロアリ駆除を、専門業者に依頼した。しかし、昨年夏になって気温が上がると、床下から異臭がして、のどや目が痛くなることがあった。医者からは「シロアリ駆除の影響かもしれない」と言われている。原因を特定するために、シロアリ駆除剤の室内濃度を測定してもらいたい。化学製品PL相談センターは市役所から紹介された。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、シロアリ駆除に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会が、地域ごとに相談窓口を設けています。

- ◆ <防虫剤を使用したにもかかわらず虫食いの被害> 従来より、カシミアやウールの衣類を、タンスにしまうに当たり、新聞紙を敷き、衣類を重ねた上に、防虫剤を指定数量おいてきた。半年ごとに様子を見て、毎年防虫剤を交換してきた。しかし、先日衣類をチェックしたところ、大事なセーターなどが虫食いの被害にあってしまった。今年に限って、虫食いの被害が発生した原因がわかるか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒お問合せの内容からだけでは、今回の虫食い発生の原因については、わかりかねます。なお、日本繊維製品防虫剤工業会のホームページ (<http://www.bouchuko.org/advice.html>) によれば、『衣類収納のアドバイス』として、防虫は密閉された場所に衣類を保管し、適量の防虫剤を用いることや、保管に際し、衣類の汚れは十分落としておくことが大切とされています。

- ◆ <自宅リフォーム後に眼に違和感> 3週間前に、自宅（マンション）をリフォームした。しかし、床や壁紙を交換したリビングに入ると、目がショボショボするようになった。そこで、専

専門機関に室内環境測定を依頼したところ、ホルムアルデヒドが0.14ppmあることが分かった。この数値は、シックハウス対策で国が定める0.08ppmを超えており、違反ではないのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒厚生労働省が公開している『化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A』によれば、ホルムアルデヒドの室内濃度指針値(0.08ppm)は、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」と説明されており

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/shisinqa.pdf>)、法的拘束力はありません。他方、建築基準法では、内装仕上げに用いる建築材料(パネル、壁紙、接着剤等17品目)毎に、ホルムアルデヒドの放散について4等級に区分し、内装仕上げへの使用を制限しています。室内環境測定結果を基に、リフォーム業者にどのような建築材料を使用したのか、説明を求めたいかがでしょうか。

- ◆ <靴用防水スプレーで入院>靴のメーカーが出している防水スプレーを使用して体調が悪くなり医者にかかった。過敏性肺炎と診断され、入院治療を行い、今は症状回復している。防水スプレーには使用上の注意が書かれていたが、気がつかず、使用時にスプレーを吸入してしまった。このような場合、メーカーにどこまで要求していいものなのか教えてほしい。化学製品PL相談センターはネットで検索して知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒PL法では、製品の欠陥を消費者側が証明する必要があります。注意表示がきちんと書かれており、それに沿った使い方をしていないのであれば、PL法の適用は難しいと思われます。メーカー側に製品事故が起こった経緯を伝えて、どこまで補償してもらえるか相談されたいかがでしょうか。

- ◆ <風呂・トイレ用酸性洗剤で体調不良>主人が仕事で、ある施設のトイレや風呂の掃除をしている。〇〇社の△△という、リン酸とオキシ酢酸が使われている洗剤を使っているが、対象物に塗布したあと、高圧水で洗い流す使い方をしている。マスクはしているが、洗剤の飛沫を吸い込んでしまうのか、作業後咳が止まらなくなるようで心配だ。韓国の除菌剤の件もあり、使っている剤が安全なものなのかどうか教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お問合せの△△は、リン酸を高濃度に使用した製品で、水垢や石けんカスをこすらずに落とす住居用の酸性洗剤です。主成分のリン酸は強い酸性で、吸入すると気道を刺激し、呼吸器に入ると激しい障害を起こすことが知られています。お使いになる時に吸入しないような

工夫が必要です。高圧水で流すような使い方をした場合、微細な飛沫が生じる可能性があります。危険です。〇〇社のWebサイトに製品の使い方が映像で紹介されていますが、対象物に刷毛などで洗浄剤を塗った後しばらく放置して、流水でよく流すことが薦められています。高圧水の使用はメーカーも想定していないと思います。よく確認されて安全に配慮した使い方を心がけてください。

- ◆ <防水工事で体調不良> 自宅マンションが修繕工事中で、2日前から防水工事が始まっている。プライマー塗料にシンナーが使われており、シンナー臭が酷い。その日の夜に鼻とのどに痛みを感じて、昨日から実家に避難している。今日になって、3歳の子供が2度ほど吐いてしまった。医師の診断を受けたが、シンナーの影響は考えにくいと言われた。受診後、子供の症状は治まっている。業者に確認したところ、シンナーには酢酸エチル、酢酸ブチル、トルエンが使われているとのことだった。子供の嘔吐の原因とは考えられないだろうか。またネットで調べると、気になることが色々書いてあるが、身体への悪影響は無いのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも問い合わせたことがある。(若い女性) <消費者>

⇒医師の診断を受けて症状が治まっているなら、もう少し様子を見られてはいかがでしょうか。お子さんの嘔吐の原因かどうかは分かりかねますが、一般的にニオイのする環境から離れて24時間以上経ってから、影響がでることは考えにくいと思われます。一方、身体への影響についてはシンナーなどに使われている溶剤の場合、高濃度の蒸気を一度に吸い込んだり、ある程度以上の濃度の環境に長時間いたりすると身体に重篤な害が及ぶことが知られていますが、屋外の防水工事で室内が高濃度に汚染されることは考えにくく、施工後比較的短期間で揮散してしまうと思いますので、ニオイが無くなるのを待って戻られるとよいのではないのでしょうか。また、お戻りになりましたら十分な換気をしてください。

- ◆ <水酸化ナトリウムで手指を損傷> 一週間ほど前、アルバイト先で油汚れの洗浄をする仕事があって、水酸化ナトリウムを含有する洗浄剤を使用した(希釈して使用)。ゴム手袋はしていたのだが、破れていたらしく、途中で手指が痛くなって来た。しかし、途中で手を止めることができず2時間ほど作業を続けてしまった。作業後、指先に亀裂ができ、手のひらや手の甲は真っ白にふやけたような状態になってしまった。痛みがあったので、翌日皮膚科を受診し、塗り薬を貰った。今は見た目何ともないまでに回復しているが、骨の痛みを感じたり、手の甲がピリピリするような感覚がある。苛性ソーダが骨にまで達して、身体に害が出ているのではないかと心配で寝られない。そのようなことはあるのだろうか。化学製品PL相談センターは、アルバイト先の大学の先生に教えてもらった。(若い女性) <消費者>

⇒苛性ソーダは強アルカリで皮膚を腐食する性質があります。しかし、お聞きした範囲では、希釈した液に触れていたとのことですので、アルカリによる手荒れが生じたレベルではないかと思われます。この程度の接触で、苛性ソーダが骨にまで達することは考えられませんし、医師の診断を受けて適切な処置をしていて、手荒れの症状は治まってきているようですので、過度な心配は不要と思われます。

◆ 一般相談等

- ◆ <手についた重油のような汚れの落とし方> 「海岸で重油のような汚れが手について、石鹸を使って洗っても落ちない。むしろ手を通して身体全体に拡がってしまうような気がする。ネットで効果がありそうな商品を探して使って見たが満足できず、未だに手の甲などに付いているような感じがする。“海洋タンカーの事故経験から開発された、肌にも環境にも優しい洗剤”と謳われた製品をネットで購入したが、どうだろうか。また、どうしたら汚れを落とすことができるのか教えてほしい」との相談を、30代くらいの男性から受けている。化学製品PL相談センターを紹介してもいいか。汚れが手に付いたのは1ヶ月以上前で、すでに色々な所に相談しているが満足のいく回答が得られていない状況。〈消費生活C〉

⇒新たに使おうとしている洗剤は成分を見ると一般的な界面活性剤が使われており、用途は衣料用洗剤です。肌への使用は用途外になるのでお奨めできません。皮膚の表面に残留があっても、ヒトの皮膚は4週間で更新されるので、1ヶ月以上前に付いたものが未だに残っているとは考え難いと思います。(後で相談者本人から電話を受け、同様に回答し、納得頂いた)

- ◆ <重曹クリーナーの異臭> 「スーパーで買った『重曹』を家で使おうとして封を開けたらブリーチ剤のような異臭がした。危ないと思い未だ使っていないが、何が入っているのか。危険性はないのか」との相談を中年の女性から受けている。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。『重曹』は商品名で、いつも買っているもの。表示には炭酸水素ナトリウムとある。韓国からの輸入品で販売元は△△。〈消費生活C〉

⇒炭酸水素ナトリウムは重曹のことです。重曹そのものは無臭ですので、何か別の成分のニオイであると思われます。重曹以外に何か配合されていないかを販売元の△△に問い合わせしてみてもいいでしょうか。

- ◆ <古い枕木の処分方法> 「10年以上前の枕木を処分するために、チップ状に粉碎した。これを肥料と混ぜて畑にまこうと思うが、どうか」との相談を、高齢の男性から受けている。どのよ

うに回答するべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒古い枕木は、防腐処理として、石炭由来のクレオソート油が、一般に使われています。国際がん研究機関(IARC)では、このクレオソート油を、発がん性評価区分2A「ヒトに対する発がん性がおそらくある混合物」に分類しています

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/61789-28-4.html>)。国内では、2004年にクレオソート油に含まれる3物質が『家庭用品規制法』の規制対象物質となっています。お問合せの枕木が、クレオソート油処理されているものでしたら、畑にまくことはお勧めできません。

- ◆ 〈使わなくなった洗剤などの廃棄方法〉 自宅で、古い洗剤等を使わずにしまいこんでいた。数十本もあり、今般これを廃棄処分したいと考えている。どのように処分すればよいか、教えていただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒家庭の一般廃棄物に関する処理方法は、地域によっても異なると思われるので行政の担当窓口にお尋ねいただくとよいでしょう。大量にあるのでしたら、有料になりますが、専門の業者に依頼する方法もあるかもしれません。行政にお問い合わせください。

- ◆ 〈不要となった殺虫剤の廃棄方法〉 先日、自宅の引っ越しに備えて家財を整理してところ、使用していないスプレー式の殺虫剤〇〇が、数本出てきた。今後使用する予定もないので処分したいと考えている。メーカーに問合せたところ、「使い切って、地域の廃棄方法に沿って捨てるように」と言われ、また、地元の環境課では「穴をあけて『燃やせないゴミ』で廃棄」するよう言われた。手元の殺虫剤は未使用のため、中身を使い切るのは難しい。何か良い処分方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒未使用のスプレー缶に穴をあけることは、内容物が噴出することが予想されるため、お勧めできません。専門の業者に有料で依頼するか、あるいは積極的に使い切った後、地元のごみ処理方法に合わせて廃棄するのが適切でしょう。

- ◆ 〈フッ素樹脂加工のフライパンを空焼きした際の安全性〉 友人からもらいうけたフッ素樹脂加工のフライパンを、昨晚、オリーブオイルを塗って空焼きした。強火で5分間程度放置したところ白煙がたち、火を止めたらフライパン表面が黒く変色していた。空焼き中は換気扇を回していたが、何か人体に有害なものが発生したのではないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒オリーブオイルは約190℃で発煙することが知られており、今回の白煙はオリーブオイルによるものと考えられます。また黒い変色もオリーブオイルが炭化したものと考えられます。よ

って人体に有害なものが発生した可能性は少ないと考えられます。ただし、内閣府の「食品安全委員会」が、フッ素樹脂に関してまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）によれば、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適切に使用した場合にはリスクはないが、360℃以上に加熱すると、有害な蒸気が発生する可能性があるとしています（https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf）。空焼きは避けるべきであり、日本フッ素樹脂工業会ではweb上で「フッ素樹脂が使われている調理器具の使用上の注意」を掲載しています。

(<http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf>)

- ◆ <殺虫剤散布の人体への影響> 20年くらい前、ダニ退治のため、自宅の部屋をしめきって、スプレー式殺虫剤をまいて外出した。しばらくして帰宅し、部屋を換気したが、その時、殺虫剤が本、フトン、衣類、家具等に付着したと思う。これらの中には、今も使用している物もあると思うが、使用を続けて身体に悪影響はないだろうか。殺虫剤のメーカーは覚えていない。化学製品PL相談センターは、以前相談したことがある。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒製品の安全性については、本来メーカーが責任を持ってお答えすべき事柄ですが、一般論として、殺虫剤の成分は、現在ピレスロイド系が主流です。これは昆虫の神経系に作用する薬剤で、哺乳類には無害と言われています。しかし、20年ほど前に散布した殺虫剤の薬効成分残存量は環境によって大きく異なり、断定的な事は申せません。ご懸念の点について例えば、家具については、手が触れる可能性のある場所を水拭きすれば、殺虫剤成分を取り除くことができるでしょう。また、直接肌に触れる衣類については、普段の洗濯で殺虫剤成分は除去されているものと思われます。フトンについては、今も気になるのであれば、丸洗いなどの方法をご検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ <乾電池の液漏れ> 窓に防犯用のブザーが付けてあり、暫く使わないでいたら、中の電池が液漏れしていることに気がついた。液漏れした所はふき取ってあるが、一部に青っぽい粉のようなものが付いている。小さな子供がいるが、知らぬ間に触ってしまい害があるといったことはないだろうか。（中年の女性）〈消費者〉

⇒電池の液漏れは中の電解液が漏れたもの。アルカリ乾電池の場合、電解液の成分はアルカリ性なので、皮膚に付いたり、目に入ると危険です。よく拭きとってあれば特に心配することはないと思われます。

- ◆ <ガーデニングに使用した枕木の安全性> 最近、自宅を新築した際、工務店の勧めを受けて、

庭の家庭菜園の柵に古い枕木を多数使用した。しかし、最近になって知人から、枕木の有害性について聞かされ、不安になった。国民生活センターでは、「古い枕木に発ガン成分が検出された」と発表している。家族には小さな子供もいるので、枕木は撤去すべきだろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒2011年の国民生活センターの発表資料

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804_2.html) では、古い枕木から『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で規制されているベンゾピレン等が、基準値を大きく超える濃度で検出されたと、報告されています。当該化合物は揮発性が低く、また水にも非常に溶けにくいとされていますが、気がかりでしたら、国民生活センターの資料を持って、工務店にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <殺虫剤の使い方> しばらく空き家にしていた別宅を、近々大掃除しようと考えている。天気の良い日に換気しながら殺虫剤〇〇をまき、翌日消毒用アルコールでふき掃除したい。〇〇とアルコールが反応して、人体に有害な成分が発生することはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒〇〇はピレスロイド系の殺虫剤です。一般的に言って、ピレスロイド系の主成分がアルコールと反応することは、通常的生活環境では起こりにくいものと思われます。しかし、製品によっては特殊な成分を添加している場合もあります。製品の使用方法や安全性については、そのメーカーが責任もってお答えしますので、メーカーのお客窓口でご確認ください。お願いします。

- ◆ <ドライクリーニング臭の除去方法> 先日、ドライクリーニングに出した冬物が仕上がった。しかし、自宅に持ち帰ったところドライクリーニング臭が強く、化学物質過敏症と診断されている自分には着衣できない。そこで、NPO法人△△に相談したところ、クリーニング店〇〇を紹介された。〇〇では、脂肪酸塩系の石鹼と重曹のみでクリーニングするとの事である。ここにクリーニングを依頼すれば、ドライクリーニング臭が消えて、着衣できるようになるだろうか。化学製品PL相談センターは以前相談したことがある。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒クリーニング店〇〇が使用する石鹼の種類や、作業場の環境などがわからないため、期待している効果が得られるかどうか、当センターでは判断できません。生地によっては、ドライクリーニング以外の洗濯方法を推奨していないものもあります。相談者をご自分で使用されている石鹼もおありでしょうから、この様な事を〇〇に伝えて、着衣できる状態にできるかについて、率直に話し合わせてはいかがでしょうか。

- ◆ <床補修スプレーの安全性> 住宅関連の会社に勤務している。先般、顧客の自宅フローリングを、△△社の業務用床補修材〇〇を用いて補修したところ、溶剤臭が室内にこもった。顧客からは、この溶剤臭の安全性を問われている。どのように対処すればよいか、アドバイスが欲しい。化学製品P L相談センターは、国民生活センターから紹介された。（若い男性）〈事業者〉⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、製品の安全性は、そのメーカーが責任もって対応しますので、△△社に人体に対する安全性等についての説明を、求められるとよいでしょう。

2. 入手資料の紹介

—2016年5月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年4月度）」
2. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 4
3. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年4月度》」
4. 日本司法支援センター「ほうてらす」Vol. 36
5. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」5月号

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
 - ① ご氏名（フリガナ）
 - ② お勤め先（フリガナ）
 - ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシー

(http://www.nikkakyo.org/plcenter/privacy_policy.php3)に則り適正に管理いたします。

3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

- *「スマホケースの液漏れでやけど」スマートフォンケースから漏れた液体が肌につれ、やけどを負ったなどとする相談が5件寄せられていることが、国民生活センターの調査で分かった。(4/22 産経)
- *「消費生活相談員試験 10月開始」契約トラブルや製品事故など、消費生活に関する相談に応じる「消費生活相談員」の国家資格試験がスタートする。消費者庁は26日、試験機関に一般財団法人日本産業協会と独立行政法人国民生活センターの2団体を登録。(4/27 朝日)
- *「加湿器の殺菌剤 死者95人」韓国で販売された加湿器の殺菌剤で200人を超える死傷者が出た件で、発覚後5年を経て漸く、韓国検察当局が捜査を本格化させている。(5/10 朝日、5/15 毎日、読売)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

★ 出前講師のご案内 ★

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

化学製品の成分表示について

その1 化粧品と医薬部外品

家庭で使う化学製品の多くは、製品名を始めとして、メーカー名、使用方法、使用上の注意などのほか、その成分や材質が記載されています。今回から数回にわたって、化学製品に書かれている、成分や材質などの表示を調べてみましょう。まずは、身近なシャンプーやリンス等の表示について。

シャンプー・リンスなどの成分表示

家庭で使うシャンプーやリンスなどには、『成分表示』としてたくさんの化学物質名が記載されています。これは、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降「医薬品医療機器等法」と略称。なお、2014年11月の改正前「薬事法」と称されていました）の規則に従った表示です。

シャンプーやリンスなどは、直接肌に付けるものであるため、保健衛生上の観点から、医薬品医療機器等法の『医薬部外品』あるいは『化粧品』とされています。製品の説明で、薬用効果を謳ったものが『医薬部外品』、そうでないものが『化粧品』です。医薬部外品は、育毛、養毛剤などのほか、染毛剤や肌荒れ防止、皮膚の殺菌など、薬事法で医薬部外品として認められる効能・効果を持つ製品が対象となります¹⁾。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。〈中略〉

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物 〈中略〉

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛 〈中略〉

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。〈後略〉

「医薬品医療機器等法」では、『化粧品』と『医薬部外品』で、成分の表示に関する規則が異なっています。

『化粧品』の成分表示

「医薬品医療機器等法」では、『化粧品』に関しては全成分を、配合量の多い順に記載するよう義務付けています（ただし、配合量が1%以下の成分は順不同）。また、成分表示に当たっての成分名称については、『日本化粧品工業連合会』が業界を取りまとめ、「化粧品の成分表示名称リスト」として公表しています²⁾。『化粧品』に分類されるシャンプーやリンスなどには、この取り決めに基づいた成分名称で、製品に全成分が記載されています。

『医薬部外品』の成分表示

一方、『医薬部外品』には、全成分表示の義務はありません。しかし、「表示指定成分」（厚生省が指定した、アレルギーを起こす恐れのある成分。約140種類が指定されている）が配合されている場合には、これを表示する義務があります。例えば、防腐剤のパラオキシ安息香酸エステル、皮膚保湿剤の酢酸ラリル、界面活性剤のラウリル硫酸ナトリウムなどが「表示指定成分」とされています。また、毛根刺激剤として配合されることのあるトウガラシエキスも「表示指定成分」です。

この様に、医薬部外品で「表示指定成分」以外の成分を表示する義務はありません。しかし、日本化粧品工業連合会では、業界による自主基準として、医薬部外品についても全成分表示をする動きを進めています。また、この際

の成分名称についても、同工業会で「医薬部外品の成分表示名称リスト」を取り決めています³⁾。

既にお気づきのことと思いますが、以上の規則はシャンプーやリンスだけではなく、「身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法」で用いられる化粧品や医薬部外品すべてを対象としています。洗顔料、美容液、ファンデーション、口紅、整髪剤、染毛剤、ボディシャンプー、ハンドソープ、歯磨き剤等、多くの身の回りの製品が、『化粧品』や『医薬部外品』として店頭で並べられています。

出典)

- 1)『化粧品に関連する法規制等』 独立行政法人 製品評価技術機構
<http://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/cosmetics/cosmetics4.html>
- 2)『化粧品の成分表示名称リスト』 日本化粧品工業連合会
<http://www.jcia.org/n/biz/in/b/>
- 3)『医薬部外品の成分表示名称リスト』 日本化粧品工業連合会
http://www.jcia.org/n/all_pdf/name/qdlnl.pdf